

久喜市スマート農業技術導入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、ロボット技術及び情報通信技術等を活用する農業技術（以下「スマート農業技術」という。）の導入及び普及を推進することにより、地域農業の担い手の確保・育成を図り、地域農業の持続及び発展を目指すことを目的として、予算の範囲内において久喜市スマート農業技術導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、久喜市補助金等の交付に関する規則（平成22年久喜市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内に住所（法人にあっては、所在地をいう。以下同じ。）を有する認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）又は認定新規就農者（法第14条の4第1項の青年等計画の認定を受けた者をいう。）

(2) 市内に住所を有する地域計画（法第19条に規定する計画をいう。）における目標地区に位置付けられた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の補助対象者としない。

(1) 市税の滞納があるとき。

(2) 久喜市暴力団排除条例（平成25年久喜市条例第16号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または同条第1号に規

定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものであるとき。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、農林水産省が公表したスマート農業技術カタログに掲載されている機械等又は当該機械等と同等以上の機能を有すると認められる機械等の導入に要する経費とする。ただし、農業経営の用途以外の用途に供される汎用性の高い機械等の購入経費、システムに係る利用料及び通信料その他維持管理経費及び国、県その他団体等又は本市の他の補助金等の交付対象となる経費は、この補助金の補助対象経費としない。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額は、補助対象経費に含めないものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の合算額の2分の1以内とし、100万円を上限とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 補助対象者は、同一年度内に1回限り、この補助金の交付を受けることができる。

(補助金の交付の申請)

第5条 規則第6条第1項の申請書の様式は、スマート農業技術導入支援事業補助金交付申請書（様式第1号）のとおりとする。

2 規則第6条第2項第3号に規定する市長が定める事項に係る書類は、次のとおりとする。

(1) スマート農業技術導入支援事業補助金実施計画書（様式第2号）

- (2) 3者以上の事業費の見積書及びカタログの写し
 - (3) 事業の実施場所が固定される場合は、その場所が確認できる位置図
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の交付の決定等)

第6条 規則第9条第1項の通知書の様式は、スマート農業技術導入支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）のとおりとする。

2 規則第9条第2項の規定による通知は、スマート農業技術導入支援事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）によるものとする。

(変更の承認申請等)

第7条 規則第11条第1項の申請書の様式は、スマート農業技術導入支援事業補助金事業変更承認申請書（様式第5号）によるものとし、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 変更の場合は、その内容を示す書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 規則第11条第3項の規定により、補助金の交付決定を変更したときは、スマート農業技術導入支援事業補助金事業変更承認決定通知書（様式第6号）により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第13条の報告書の様式は、スマート農業技術導入支援事業補助金実績報告書（様式第7号）によるものとし、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) スマート農業技術導入支援事業補助金実施計画書（様式第2号）
- (2) 領収書の写し又は支払を証明する書類
- (3) 購入した機械等の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する実績報告書の提出期限は、当該補助金の交付対象となる会計

年度の終了（年度途中の廃止を含む。）後30日以内とする。

（交付の確定及び通知）

第9条 規則第14条の規定による通知は、スマート農業技術導入支援事業補助金交付確定通知書（様式第8号）によるものとする。

2 市長は、前項の規定による通知を行う場合において、補助対象者から事業実績の聴取又は現地調査を行うことができる。

（補助金の交付請求）

第10条 補助対象者は、前条第1項に規定する通知を受けたときは、スマート農業技術導入支援事業補助金交付請求書（様式第9号）により市長に補助金を請求するものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払ができるものとする。

（財産の管理）

第11条 補助対象者は、補助事業により1件の取得価格が50万円以上（消費税及び地方消費税に相当する額含む。）の機械等（以下「処分制限財産」という。）を導入したときは、スマート農業技術導入支援事業補助金財産管理台帳（様式第10号）を作成し、保管の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象者は、処分制限財産ごとに減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間に準じた処分制限期間を設定するものとする。

（処分の制限）

第12条 補助対象者は、処分制限財産について、前条第2項の規定により設定した処分制限期間内に、当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

（関係書類の整備）

第13条 補助対象者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿

等を整備し、当該補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から3年間保存しなければならない。

(事業実施状況報告)

第14条 補助対象者は、事業完了翌年度から3年間、毎年度末までにスマート農業技術導入支援事業補助金実施状況報告書(様式第11号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) スマート農業技術導入支援事業補助金実施計画書(様式第2号)

(2) 導入したスマート農業技術等の現況写真

(3) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(表)

様式第2号(第5条、第8条、第14条関係)

スマート農業技術導入支援事業補助金実施計画書

1 実施主体の概要

実施主体の氏名		農業経営における構成員			
		氏名		続柄	
経営内容(該当する品目の欄に面積を記入)					
品目	水稲	麦作	施設野菜 ()	露地野菜 ()	その他 ()
面積					

2 事業の概要及び計画

(1) 事業の概要

現状の説明・課題					
事業の目的					
導入機械	機械名： 型式・規格等： 数量：				
使用方法					
事業費	総事業費	市補助金	自己資金		
	円	円	円		
導入予定年月日	年 月 日				

(裏)

(2) 対象となる作目の概要及び計画

対象作目		水稻	麦作	施設野菜	露地野菜	その他
受益面積	事業年度					
	3年目					

3 導入による得られる効果 (目標・実績)

(1) 得られる効果項目の選択 (2つ以上に○を付ける)

1	労働費、時間の削減効果 (労働人数、労働時間の削減等)
2	規模拡大等の効果
3	所得の増加 (コスト削減) 等の効果
4	生育等の向上効果 (収量、品質の向上等)

(2) 上記で選択した項目の数値目標・実績

項目 番号	内容	事業 年度	1年目	2年目	3年目 (目標値)

様式第3号（第6条関係）

スマート農業技術導入支援事業補助金交付決定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長

年 月 日付けで申請のあった久喜市スマート農業技術導入支援事業補助金について、久喜市スマート農業技術導入支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので、同条第3項の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付条件

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数に相当する期間は、市長の承認を受けずに補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、市長の承認を受けること。
- (5) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管すること。

様式第4号（第6条関係）

スマート農業技術導入支援事業補助金交付決定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長

年 月 日付けで申請のあった久喜市スマート農業技術導入支援事業補助金について、久喜市スマート農業技術導入支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり交付しないことに決定しましたので、同条第4項の規定により通知します。

記

不交付の理由

様式第5号（第7条関係）

スマート農業技術導入支援事業補助金事業変更承認申請書

年 月 日

久喜市長 あて

住 所（所在地）
氏 名（名称及び代表者）
連絡先

年 月 日付け久 第 号で補助金の交付決定を受けた
久喜市スマート農業技術導入支援事業補助金について、申請内容を下記のとおり
変更（中止・廃止）したいので、久喜市スマート農業技術導入支援事業補助金交
付要綱第7条第1項の規定により、下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 添付書類
 - （1）変更の場合は、その内容を示す書類
 - （2）その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第7条関係）

スマート農業技術導入支援事業補助金事業変更承認決定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長

年 月 日付けで補助金事業変更（中止・廃止）承認申請のあった久喜市スマート農業技術導入支援事業補助金について、久喜市スマート農業技術導入支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり承認することに決定しましたので、同条第2項の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 変更前 金 円

変更後 金 円

2 変更の内容

変更前

変更後

様式第7号(第8条関係)

スマート農業技術導入支援事業補助金実績報告書

年 月 日

久喜市長 あて

住 所 (所在地)

氏 名 (名称及び代表者)

連絡先

年 月 日付け久 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた久喜市スマート農業技術導入支援事業補助金について、事業が完了しましたので、久喜市スマート農業技術導入支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記の関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 添付書類

- (1) スマート農業技術導入支援事業補助金実施計画書 (様式第2号)
- (2) 領収書の写し又は支払いを証明する書類
- (3) 購入した機械等の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第 8 号 (第 9 条関係)

スマート農業技術導入支援事業補助金交付確定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長

年 月 日付けで実績報告のあった久喜市スマート農業技術導入支援事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、久喜市スマート農業技術導入支援事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

様式第9号(第10条関係)

スマート農業技術導入支援事業補助金交付請求書

年 月 日

久喜市長 あて

住 所 (所在地)

氏 名 (名称及び代表者)



年 月 日付け久 第 号で補助金の交付確定の通知を受けた久喜市スマート農業技術導入支援事業補助金について、久喜市スマート農業技術導入支援事業補助金交付要綱第10条により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付請求額 金 円

2 振込先

金融機関名	
本・支店名	
口座の種別	普通 ・ 当座
口座番号	
カタカナ 口座名義	

様式第10号(第11条関係)

スマート農業技術導入支援事業補助金財産管理台帳

設備、機械等に係るもの

番号	財産（品名・型番等）	数量	納品日	備考

様式第11号（第14条関係）

スマート農業技術導入支援事業補助金実施状況報告書

年 月 日

久喜市長 あて

住 所（所在地）
氏 名（名称及び代表者）
連絡先

年 月 日付け久 第 号で確定通知のあった久喜市スマート農業技術導入支援事業補助金について、久喜市スマート農業技術導入支援事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業の概要

事業完了年度	事業内容 (導入機械名等)	事業費	補助金額
年度		円	円

2 添付書類

- (1) スマート農業技術導入支援事業補助金実施計画書（様式第2号）
- (2) 導入したスマート農業技術等の現況写真
- (3) その他市長が必要と認める書類